

別紙 1-1

事前照会の趣旨

当法人が■■■区役所より委託を受けて行う花壇の管理及び圃場の管理は、法人税法上の収益事業に該当しないものとして取り扱って差し支えないか。

別紙 1-2

事前照会に係る取引等の事実関係

- ① 当法人の目的は、別紙の定款に記載の通り、花壇の植樹、樹木の植樹・剪定等のボランティア活動を通じて緑の保護、緑化の推進及び緑の普及啓発を行うことにある。
- ② 現在の活動状況は、■■■■区役所より委託を受けてJR■■■■・■■■■駅前、■■■■区役所本庁舎外溝花壇の管理及び■■■■圃場、■■■■圃場の管理を行っている。
- ③ 管理の具体的内容は、植物の植栽、養生である。
（注）植物の所有権は全て■■■■区役所である。
上記の作業を行うボランティアには交通費程度は支給しているが、理事は現在のところ一切の金品を受領していない。

事前照会者の求める見解となることの理由

1. 法人税法上の収益事業について

- ① 法人税法では、収益事業について同法第2条第13号において、「販売業、製造業、その他政令で定める事業で、継続して事業場を設けて営まれているものをいう」と定義づけられている。
- ② 政令で定められた事業には33業種があるが、当法人が該当するとすれば請負業ということになる可能性がある。

2. 当法人は非収益事業であるという主張

- ① 上記の法人税法の3要件は形成要件である。法人税法の運用においては、実質的要件がより重要であろうと考える。
- ② 当方の主張は、収益事業とは「収益を目的として営む事業」であり、法人税法に格別の規定はないが、「対価を得るのが収益事業であり、常識的には対価を支払うものは不特定多数」である。
- ③ また、法人税法には請負業についての定義はないが、一般法である民法に従うべきであり、「請負は当事者の一方がある仕事を完成させることを約し、相手方がその仕事の結果に対して之に報酬を与ふることを約するに因りて其効力を生ず」（民法第632条）の規定が準用されるべきである。民法の規定を解釈すれば、請負業は通常期限があり引き渡すべき成果物があるということである。
- ④ 当法人が行う事業において課税か非課税かの議論があるのは、■■■■、■■■■等における花壇、圃場の植物の植栽・養生であろうかと考える。当法人は、次の理由により非収益事業と考える。
 - a. 当法人は、上記事業において収益を得ることを目的としていない。従事する者も全てボランティアであり無償である。また、支払先も■■■■区だけであり、不特定多数ではない。
 - b. 本事業に対して別添契約書においては便宜的に請負という文言を使用しているが、単に植物を養生するのが主体であり引き渡すべき成果物は何ら存在しないし、植物の養生であるから引渡しの期限なるものは存在せず単に契約期間があるだけである。
 - c. いわばボランティアによるサービスを業とするものであり、請負業の概念の中に全てのサービス業を含めてしまうのは租税法律主義の観点から問題がある。

以上の観点から、当方は非収益事業と考えるのでよろしく審査いただきたい。

以上